

# 契約及び入札心得

## (目的)

第1条 一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、豊前市財務規則（昭和41年規則第4号）その他の法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによる。

## (指名の取消)

第2条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その指名を取り消すので、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 国又は他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けたとき。

3 豊前市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に該当し、指名停止を受けた場合、その指名を取り消す。

## (入札保証金)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は入札執行10分前までに見積金額の100分の5以上の入札保証金（銀行又は市が確実と認める金融機関が振り出し又は支払い保証した小切手）を出納室に納付しなければならない。

ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その受領書と引き換えにこれを還付する。

## (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、現場等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、図面等について質疑があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、指定の書式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記して、入札函に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札会場には代表者又は代理人1名の入室とする。
- 6 仕様書等交付期間内に受領せずに入札辞退届の提出がない者、入札金額に相当する見積内訳書の提出がない入札参加者又は入札開始時間に入室していない入札参加者は、入札の資格を失うものとする。

## (入札の辞退)

第5条 入札の指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札の指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届を直接持参し、又は郵送して行う。ただし、入札辞退届の提出が間に合わない場合は、予め電話連絡し、その後速やかに入札辞退届を提出するものとする。

(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出し、退室するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (公正な入札の確保)

**第6条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

#### (入札の取りやめ等)

**第7条** 市長は、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期若しくは中止することができる。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

3 指名競争入札の場合において、入札執行前に入札参加者が1者となったときは、当該入札の執行を取りやめる。ただし、一般競争入札の場合は、この限りでない。

#### (無効の入札)

**第8条** 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金等を納付しない者のした入札

(4) 入札保証金が豊前市財務規則第93条第1項に規定する金額に達しない入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額の重複記載及び訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札。

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(10) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札

(11) 開札の都度、公表する予定価格を上回る入札

(12) 内訳書の工事価格等（消費税及び地方消費税を除く。）と入札書記載金額が一致しないとき

(13) その他入札に関する条件に違反した入札

#### (再度入札)

**第9条** 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度入札は2回までとし、落札者が決定しない場合は入札会を打ち切るものとする。

#### (落札者の決定)

**第10条** 最低制限価格を設定した場合においては、入札を行った者のうち、制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

**第11条** 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者をさだめる。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

**(契約保証金等)**

**第12条** 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約書の案の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、豊前市財務規則第116条各号の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

**(契約書等の提出)**

**第13条** 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者の指定する日（落札決定の通知の日から7日（豊前市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を除く。）以内）までに提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

**(異議の申立)**

**第14条** 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。